令和　　年　　月　　日

保護者の方へ

○○○○○学校

校長

運動器検診のお知らせ

学校保健安全法施行規則の一部改正に伴って、平成28年4月より定期健康診断の検査項目が変更になり、新たに運動器検診を行うことになりました。

つきましては、ご家庭で運動器に関する保健調査票に正確にご記入いただき、期日までにご提出くださるようお願いいたします。

保健調査票の提出期限：　　月　　日（　）まで

【運動器検診とは？】

　成長発達の過程にある児童生徒の四肢の状態（脊柱・胸郭・四肢・骨・関節など）の運動器の疾病・異常を早期に発見することにより、心身の成長・発達と生涯の健康づくりに結びつけることを目的に行う検査です。

　保護者の方にご記入いただいく運動器に関する保健調査票と、学校での健康観察から総合的に判断し、学校医による内科検診時に合わせて運動器の検診を行います。その上で、学校医が必要と認めた児童生徒については、その結果を保護者に連絡し、速やかに整形外科専門医への受診を勧めます。

【運動器検診の必要性】

　現在、子どもたちの運動不足と運動過多の二極化が問題になっています。

　運動不足の子どもは、体力・運動能力の低下や、「からだが硬い」などの問題が起きやすく、大きなけがや故障をしやすくなります。

　その一方で、スポーツを過度に行っている子どもは、「スポーツ障害」が心配です。初期に治療すれば大抵良くなりますが、放置すると障害が残ってしまい、スポーツを続けるどころか日常生活にまで影響が出ることもあります。

＊運動器とは、骨・関節・筋肉・靭帯・腱・神経など身体を支えたり動かしたりする器官のことです。